

## 改正農地法等を踏まえた農地基本台帳の整備について

平成22年4月20日  
平成22年6月改訂  
全国農業会議所

### 1. 農地基本台帳をめぐる情勢について

農地基本台帳は、農業委員会交付金事業実施要領（昭和60年11月20日付け60農経A第1141号農林水産省事務次官通知）に基づき、「農業委員会が法令事務を処理するに当たり必要な資料」として全農業委員会で整備することとされている。

※ 農地基本台帳整備は、昭和34・35年において各市町村における農業振興計画の樹立および実施の推進等にかかる事務を的確かつ迅速に処理するため、また農政活動の基礎資料とするため、補助事業により全市町村農業委員会に「農家基本台帳」の名称で整備されたことが始まりである。

平成21年12月15日の改正農地法等の施行に伴い、農地の権利移動規制の見直しがされる一方、農地の適正利用を担保するための措置（利用状況報告と勧告・許可取り消し）が法制度に位置付けられた。また、農業委員会は、遊休農地に関する措置として、年一回の農地の利用状況調査と調査結果を踏まえた遊休農地の所有者等に対する指導を行うことが義務づけられた。

今後、農業委員会における法令事務については、これまでの入口規制（許認可）に加え、出口規制（事後監視）にも重点を置いた対応が求められる。

そのため、農林水産省は、平成22年3月31日に「農業委員会交付金事業実施要領」と「農業委員会交付金事業の実施について」を改正し、農地基本台帳の管理項目を変更し、出口規制（事後監視）にも対応できるようにした。

### 2. 農地基本台帳の管理項目の変更点について

#### (1) 管理項目の範囲

(旧) 農業委員会の区域内の農家（都府県にあっては10a以上、北海道にあっては30a以上の農地につき耕作の業務を営む世帯単位）

(新) 農業委員会の区域内のすべての農地及び採草放牧地

#### (2) 具体的な管理項目

(旧) ①世帯員及び就業、②営農の状況、③土地総括表、④経営農地等の筆別表、⑤貸付地の筆別表（農地・採草放牧地）

(新) ①基本的事項（所在、地番、地目、所有者氏名、借受者氏名等）、②農地等の賃貸借等の設定の状況、③納税猶予の適用状況、④農地の利用状況調査結果、⑤遊休農地の措置の状況、⑥その他（仮登記の設定等）

### 3. 農地基本台帳整備に関する留意点について

#### (1) 基本的な考え方

農地基本台帳の管理項目の変更に伴い、農業委員会交付金事業上、これまで農家世帯毎に管理してきた項目（世帯データ）については任意項目となった。

しかし、農地法の許可や農業委員会委員選挙人名簿の調製といった農業委員会の業務を円滑に執行していくためには、世帯データの活用が不可欠である。

このため、農地基本台帳は新たに追加された管理項目とあわせて、引き続き、区域内の農家世帯毎に世帯データを含めて管理を行っていくことが重要である。

なお、市町村を越えて経営農地を有する者については、出作（他市町村での借り入れ農地）区域内の農業委員会において新たに農地管理を行うこととなつたが、生活や経営の本拠のある区域内の農業委員会においてもこれまでどおり世帯管理を行うこと。

#### (2) 農地基本台帳の電算化システムの改良と補助金の活用

農地基本台帳は約8割の農業委員会においてすでに電算化されており、管理項目の変更に伴い、農地基本台帳の電算化システムの改良が必要となる。

そこで、農業委員会は、今回の電算化システムの改良について、農業委員会等に措置されている農地制度実施円滑化事業費補助金のなかで補助対象とされているため、早急に、システム開発業者と打合せを行い、必要経費を見積もるとともに、都道府県に対し予算の交付申請を行うこと。また、農地制度実施円滑化事業費補助金は、システムの改良だけでなく、新たな管理項目の把握のための調査や、データ入力などの経費も支出できるので、こうした経費も交付申請すること。

なお、電算化システムの改良にあたっては、上記（1）の考え方に基づき、農業委員会は、これまでの世帯毎の管理項目の削除は行わず、新たに管理が求められる項目の追加のみを行うようシステム開発業者に対し指示すること。

#### (3) 10a未満（北海道は30a未満）の農地等所有者の把握

新たに管理が求められる10a未満（北海道は30a未満）の農地等所有者の把握を行うためには、固定資産税台帳との照合が効果的である。このため、市町村内の関係部局（税務課等）と調整し、データ照合の仕組み（条例等のルール）づくりを行う必要がある。

特に、関係部局との調整にあたっては、新しい農地基本台帳が、管内の全ての農地等の所有者・借受者、利用状況等を管理するものであり、市町村にとつても今後の農地行政を展開するうえで有効な手段となることを強調し、農地基本台帳の整備の必要性を認識してもらうことが重要である。

なお、紙台帳で管理している場合は、台帳の筆頭に「世帯員及び就業」が書かれている形式を活用しても差し支えない。

#### (4) 農地の利用状況調査結果、遊休農地等の指導状況の反映

新たに管理が求められる農地の利用状況調査結果や遊休農地の措置の状況については、電算化システムの改良や紙台帳の修正が完了する間、経営農地等の筆別表の備考欄や、簡易な管理表を活用して、農地の利用状況調査の調査年月日、遊休農地の指導状況などを記載し管理すること。

#### (5) 相続等の届出の記載

新たに管理が求められる相続等の届出の記載については、届出をしたことにより権利取得の効力を発生させるものではないので、届出があった旨を所定の枠に記載するのみにとどめ、所有者（賃借権の取得であれば利用者）を書き換えないこと。

#### (6) 出作情報の把握

農業委員会は、出作情報（他市町村での借り入れ農地の情報）について、都道府県農業会議の支援や隣接する農業委員会との連携など、情報交換を密にして正確な経営面積を把握できるよう努めること。

#### (7) 世帯員及び就業状況の把握

定期的に住民基本台帳との照合ができよう、市町村内の関係部局（住民課等）と調整し、データ照合の仕組み（条例等のルール）づくりを行い、正確な世帯情報の把握に努めること。

また、親族と住居及び生計を一にせず、かつ、親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の二親等以内の親族については、世帯員及び就業の備考欄に氏名と住所等の必要事項を記載するなど管理に努めること。

#### (8) 農地基本台帳の補足調査の実施

多くの農業委員会においては、農地基本台帳の補足調査を毎年8月1日現在の小作地の所有状況調査（いわゆる8.1調査）に代えて実施してきている。

農地基本台帳は、農業委員会交付金上で常に使用できる状態にしておかなければならぬこと、農地法の許可や農業委員会委員選挙人名簿の調製といった業務を円滑に行うために有効なデータであることから今後とも補足調査を実施すること。

#### (9) 農地基本台帳の点検および補正を実施するための規程の変更

現在、農業委員会では、改正前の「農業委員会交付金事業の実施について」に基づく農地基本台帳の点検および補正を実施するための規程が整備されているが、今回の改正を踏まえ、従来の規程を変更する必要がある。

このことを受け、全国農業会議所では、別紙のとおり変更した規程（例）を作成したので、これを参考に、規程の変更を進めること。

## 出作・入作に係る耕作農地等情報の提供について

平成24年3月  
全国農業会議所

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行に伴う農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）の一部改正により、平成24年4月1日を施行日として、法第3条の規定に基づく権利移動に係る都道府県知事の許可権限は全て農業委員会に移譲されることとなっている。

そのため、施行日以降、農業委員会が法第3条許可申請書（以下「許可申請書」という。）を審査する際は、申請人又はその世帯員等がその農業委員会の管轄区域外に耕作権等を有する農地等を含め、同条第2号第1号要件（いわゆる全部効率利用要件）及び第5号要件（いわゆる下限面積）に係る確認を行わなければならない。

当該確認行為に当たっては、申請者に対する過度な負担を避けつつ、農業委員会業務を円滑かつ適正に推進していくため、下記のとおり農業委員会間における耕作農地等情報の提供方法を示したので参考とされたい。

## 記

## 1 証明主体

耕作権等を有する農地等が所在する農業委員会

## 2 証明事務の流れ

(1) 農業委員会が許可申請書を審査する際は、申請人に対し当該農業委員会の管轄区域外に申請人又はその世帯員等が耕作権等を有する農地等があるかどうかを確認する。

なお、許可申請書の非耕作地の欄に記載があった場合はその理由を申請人に確認するが、ブロックローテーション等でやむを得ず休耕している場合を除き、全部効率利用要件を満たさない旨を伝える。

(2) 当該農業委員会の管轄区域外に申請人又はその世帯員等が耕作権等を有する農地等がある場合は当該農地等の所在する農業委員会に対して別紙参考様式例1により確認を依頼する。

なお、当該農業委員会が法令に定める事務又は業務の遂行に必要な限度で個人情報を利用することが市町村条例において認められていない場合は、申請人から同意書をとる必要がある。

(3) (2)により確認の依頼を受けた農業委員会は、農地基本台帳の登載内容及び現地調査等により耕作の状況を確認し、速やかに依頼先の農業委員会へ別紙参考様式例2により回答を行う。

(4) 許可を行った農業委員会は、(3)で回答した農業委員会に対し、別紙参考様式3により通知を行う。

【参考様式例 1】

第 号  
平成 年 月 日

○○市農業委員会会長 殿

□□町農業委員会会長 印

○○氏が耕作権等を有する農地又は採草放牧地に係る情報の提供依頼について

別添写しのとおり農地法第3条許可申請書を提出している○○氏より、貴農業委員会管内に○○氏又はその世帯員等（農地法第2条第2項に規定する世帯員等をいう。）が農地法第3条第2項第1号に掲げる権利（耕作権等）を有する農地又は採草放牧地が所在しているとの申出がありました。

つきましては、当該農地の情報についてご報告くださるようお願い申し上げます。

【参考様式例 2】

耕作農地等情報の報告書

第 号  
平成 年 月 日

□□町農業委員会会長 殿

○○市農業委員会会長 印

平成 年 月 日付け 第 号で依頼があった○○氏及びその世帯員等（農地法第2条第2項に規定する世帯員等をいう）が当農業委員会管内において農地法第3条第2項第1号に掲げる権利を有する農地又は採草放牧地は、次のとおりであることを報告します。

現況地目	自作地 (所有地)	借入地 (所有地以外)	貸付地 (所有地)	貸付地 (所有地以外)	計	遊休農地等の有無
田	m <sup>2</sup>	有・無				
畑	m <sup>2</sup>	有・無				
	m <sup>2</sup>	有・無				
	m <sup>2</sup>	有・無				
計	m <sup>2</sup>					

※1 「貸付地（所有地以外）」とは、農地法第3条第2項第6号の括弧書きに該当する土地です。

※2 「遊休農地等」とは、「農地法第30条第3項各号に規定する遊休農地」又は「違反転用農地」のことです。遊休農地等が存在する場合には、各筆明細書（所在地番、地目、地積、類型（遊休農地、違反転用農地の別）等の記載があるもの）を添付してください。

【参考様式例 3】

平成 年 月 日

○○市農業委員会 殿

□□町農業委員会

農地等権利移動連絡票

○○氏及びその世帯員等（農地法第2条第2項に規定する世帯員等をいう）  
の耕作農地等の情報提供にご協力賜り誠にありがとうございました。  
この度、別添の写しのとおり、農地等の権利移動がありましたのでご連絡いたしました。

(許可書等の写しを添付)

## 出作・入作農地情報の管理について

盛岡市農業委員会

## 現状

平成19年度から実施された品目横断的経営安定対策を展開するために、盛岡市の農地基本台帳システムに他市町村の農地データを取り込み、当市に住所のある農業者の耕作証明書等に他市町村の農地データを含んで発行できるようにした。

現在は盛岡市内に農地を所有していないケースでも、他市町村に農地がある場合、要件を満たせば耕作証明書の発行、農業委員選挙の選挙人名簿への登載を実施している。

## 課題

他市町村の農地データの取込みを実施後、他市町村において新規に賃貸借等が実施され、その報告があつたもの以外、データの更新が行われていない。そのため、農地の権利状況を正確に反映していないものもある。特に相続による所有権の移動に係るものは、他市町村から報告がないことから把握ができていない。

現在、住所地の市町村から耕作証明書を発行しているが、他市町村の農地を耕作している事案については全ての農地情報を把握できていないことから、耕作証明が現状を反映したものでないケースも想定される。

また、今後、農業従事者が減少し農地の集積が加速することから、市町村を越えた貸借設定の増加も予想される。その際には、農地貸借の事務手続きや指導において、農家における全体の経営面積の把握が必要となる。今後取組みが推進される「人・農地プラン」の作成においては、集落全体の農地状況はもとより、各農家の経営地の状況を捉えておく必要が生じてくると思われることから、現状を反映した農地データを把握する必要がある。

## 取組み

平成24年6月に盛岡管内の8市町村農業委員会事務局担当者が集まり、出作・入作情報の情報共有について検討をおこなった。2回の検討会での討議を踏まえ、各市町村の入作農地情報を相互にやり取りすることとした。

8月末に盛岡市から、盛岡管内の市町村に入作農地情報を紙で出力したものを受け付ける。現在、他市町村からの農地情報を回収しているところである。

## 盛岡市からの送付件数

	岩手町	零石町	葛巻町	八幡平市	滝沢村	紫波町	矢巾町	計
送付件数 (人数)	80	37	2	69	275	196	56	715